

医療保険などについてお知らせします

3

国民健康保険税の改正について

問い合わせ 税務課市民税係(☎35-0912)

地方税法施行令の一部を改正する政令の制定に合わせて、令和6年度以降の国民健康保険税を一部改正しました。

■改正の内容

①国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改正前の22万円から24万円に引き上げ

課税額の区分	改正前 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)	差額
基礎分 (医療給付費分)	65万円	65万円	0円
後期高齢者 支援金分	22万円	24万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	0円
合 計	104万円	106万円	+2万円

②低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充措置として、5割軽減の対象となる世帯および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準を引き上げ

軽減割合	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
5割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (29万円×加入者数) + {10万円×(給与・年金 所得者の数-1)}以下	基礎控除 43万円 29.5万円×加入者数 + {10万円×(給与・年金 所得者の数-1)}以下
2割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (53.5万円×加入者数) + {10万円×(給与・年金 所得者の数-1)}以下	基礎控除 43万円 54.5万円×加入者数 + {10万円×(給与・年金 所得者の数-1)}以下

※ 国税税軽減対象は均等割および平等割となります。
※ 世帯主、その世帯の国保被保険者および特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等が、それぞれの計算額以下の世帯が該当します。

6

国民年金保険料免除等の申請受付を開始しました

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)
掛川年金事務所国民年金課
(☎21-5524自動音声案内2番)

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、前年の所得に応じて、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。市民課国保年金係または掛川年金事務所の窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

■免除・猶予対象期間

令和6年7月分～令和7年6月分

※2年1カ月前の月分まで、さかのぼって免除申請できます。

7

医療機関受診の際はマイナンバーカードを！

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。その時点でお手元にある保険証は有効期限までご利用いただけますが、その後はマイナンバーカードを保険証として利用していただくか、資格確認書(保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない人には保険者から発行)で受診していただきます。

※ 詳細は、7月中旬に発送する保険証に同封のリーフレットを確認ください。



マイナちゃん